

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目	24 . 消防団の取扱い	協 議 細 目	
調 整 方 針	(案) 1 消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした5消防団による連合体とする。ただし、合併後の適切な時期に、人員も含めた総合的な消防団組織の見直しを行うものとする。 2 消防団員の身分、報酬、手当等については、関市に準ずるものとする。 3 式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。 4 消防相互応援協定については、現行のとおりとし、合併後、調整するものとする。		
項 目	参 考 資 料		
	資料は、第7回合併協議会(16年1月23日)に提出済み。(P22~P30)		